

重度障害者支援加算に関する届出書(施設入所支援)

令和 2 年 4 月 15 日 提出

施設の名称	なごや福祉の家		
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規	2 継続	3 変更
適用年月日	令和 2 年 4 月 1 日		

算定する加算の区分 (該当の番号に○)	1 重度障害者支援加算(Ⅰ)(基本)	2 重度障害者支援加算(Ⅰ)(重度)	3 重度障害者支援加算(Ⅱ)
	イに該当する者が利用者数の20%以上	区分6かつウに該当する者が2人以上(1に加算)	基礎研修修了者の配置人数(常勤換算人数)(注3)
必要な職員の配置等の有無	看護職員又は生活支援員の加配(常勤換算)		強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者(注4)の配置 (有・無)
	(有・無)		強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(注5)の配置 (有・無)

当該施設の前年度の平均実利用者数	29.8
うち20%	5.96

加算対象利用者の氏名	ア 障害支援区分	イ 医師意見書に記載される特別な医療が必要な者	ウ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者の該当の有無	エ 強度行動障害の有無
1 ○○ ×男	6	○		
2 △△ ☆子	6		○	
3 ◇◇ ▽夫	5	○		
4 ◎◎ ◆美	6	○		
5 ▽▽ ○之	6		○	
6 △○ □幸	5	○		
7				
8				
9				
10				

添付書類	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2-2)及び組織体制図(参考様式15)加算(Ⅱ)を算定する場合、研修修了証の写し
------	---

注1 本表は次に該当する利用者を記載してください。

- ① 医師意見書における「特別な医療(※1)」欄に該当している者(ただし、当分の間「疼痛の看護」及び「褥瘡の処置」を含む。)及びこれに準ずる者(※2)
 - ※1: 点滴の管理、中心静脈栄養、透析、ストーマの処置、酸素療法、レスピレーター、気管切開の処置、褥瘡の処置、疼痛の看護、経管栄養(胃ろう)、吸引処置、モニター測定、カテーテル
 - ※2: 経管栄養(腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。)を必要とする者
- ② 認定調査票における行動援護関連項目の点数の合計が10点以上の者

注2 受給者証には、①に該当する利用者は「施設入所加算(旧身体基本)」と、②に該当する利用者は「施設入所加算(旧知的)」と、区分6かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な利用者又は重症心身障害者である利用者は「施設入所加算(旧身体重度)」と記載されている。

注3 指定基準上の人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加え、基礎研修修了者を配置(1日4時間)する必要がある。

注4 行動援護従業者養成研修修了者を含む。

注5 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を含む。

※ 前年度に当該加算を算定しており、新年度も引き続き算定するものとしてこの届出書を提出する場合には、「異動区分」欄において「2 継続」に○を付すこと。